

サポーター(賛助会員)募集

亀岡市スポーツ協会は、各種大会、教室事業等の開催を通じて、スポーツの普及、推進を図っています。また、選手強化事業による競技力の向上、スポーツ活動を通じた青少年の育成を行うなど、健康で明るく豊かな市民生活の形成に努めているところです。

各種事業の充実を図るため、亀岡市スポーツ協会のサポーター（賛助会員）として、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

受付期間

令和 8 年 7 月 1 日～11 月 30 日まで

会 費

特別会員	一口	5,000円 / 年
団体会員	一口	3,000円 / 年
個人会員	一口	1,000円 / 年

会費納入

会費の納入は、事務局へ直接または下記口座にお振込み下さい。

振込手数料は、当協会が負担します。

*京 都 銀 行 亀岡支店 普通 0761888

*ゆうちょ銀行 記号 14430-42941721

口座名義：公益財団法人亀岡市スポーツ協会 会長 山下 雅一

フリガナ：ザイ) カメオカシスポーツキョウカイ カイチョウ ヤマシタ マサカズ



令和7年度の会費は、下記事業で活用しています。
ありがとうございました。

令和7年度 賛助会費
活用実績 502,000円

表彰式典、
その他事業12%

スポーツ教室
事業 10%

少年スポーツ競技
力向上事業 30%

地域生涯
スポーツ
事業8%

府民総体
40%

～寄附金控除のご案内～

個人から公益財団法人への寄附金については、一定の要件のもとで優遇措置が受けられます。サポーター会費（賛助会員会費）は、税法上、寄附金として扱われ、この優遇措置の対象となります。詳細は下記のとおりです。

＜所得控除＞

年間所得の40%を控除限度額として、毎年1年間分（1月1日～12月31日）の寄附金総額から2,000円を差し引いた金額を年間所得金額から控除ができます。

～～ お問合せ先 ～～

公益財団法人 亀岡市スポーツ協会

〒621-0029 京都府亀岡市曾我部町穴太土渕 33-1

亀岡運動公園体育館内

TEL 0771-24-8385 FAX 0771-25-5254

E-mail: info@kameoka-sports.jp